

岐阜県在宅医療連携推進会議部会設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県在宅医療連携推進会議設置要綱第7条第1項に基づき、次条に規定する事項を検討するため、岐阜県在宅医療連携推進会議（以下「推進会議」という。）に岐阜県在宅医療連携推進会議部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 県の在宅医療を推進する事業に関する事
- (2) 在宅医療・介護連携推進事業に係る県の市町村支援事業に関する事
- (3) その他推進会議の指示による事項に関する事

(組織)

第3条 部会は、出身母体の代表から推薦を受けた者（以下、「部会委員」）で構成する。

2 部会に座長を置き、部会委員のうちから互選する。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 部会委員は、再任することができる。

(会議の招集)

第5条 部会は、必要に応じ県が招集する。

2 部会は、必要あるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月3日から施行する。